

令和3年度山形県医療機器等開発促進事業費補助金公募要領

1 趣 旨

山形県における医療・福祉・健康関連分野において山形発の医療機器を創出するため、県内企業が取り組む医療機器等の開発を支援します。

2 補助事業の概要

(1) 補助事業名

令和3年度山形県医療機器等開発促進事業費補助金

(2) 補助対象事業

医療機器等開発促進事業

医療現場のニーズに基づいて、医療機器等の開発に取り組む事業

(3) 補助対象経費および補助率等

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び上限額
医療機器等開発促進事業	謝金、旅費、需用費、原材料費、資料購入費（図書購入経費等。）、設計・加工等外注費、共同研究費、委託費（コンサルティング経費、試験・分析等委託費。）、使用料（会議室使用料、機器借上料、検査測定機器等の利用料。）、通信運搬費、翻訳料、産業財産権経費（弁理士等経費。出願手数料、審査請求料及び登録料は対象外。)	大企業及びみなし大企業は間接補助対象経費の2分の1以内、それ以外の企業は3分の2以内とし、それぞれ上限額を1,000千円とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(4) 補助対象期間

交付決定日から令和4年2月28日までの間

(5) 採択予定件数

3件程度

3 応募資格要件

応募できる者は、次の掲げる要件を満たす者とする。

- ① 県内に事業所（本社又は生産若しくは製造に関する事業所に限る。）を有すること。
- ② 製造業又は情報サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと。
- ④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、その他の暴力団員による不当行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者に該当しないこと。

4 応募書類の提出について

(1) 募集期間

- 1次：令和3年7月19日（月）から8月20日（金）17時必着
 - 2次：令和3年8月23日（月）から9月24日（金）17時必着
 - 3次：令和3年9月27日（月）から10月22日（金）17時必着
- なお、予算が無くなり次第、募集を終了します。

(2) 提出方法

郵送又は持参。提出先は、「6 問い合わせ・提出先」に記載した担当あてとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とする。

なお、郵送の場合、受付期限内に提出先に到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 応募する者の概要（企業パンフレット等）
- ⑤ 誓約書

(4) 提出部数

2部（正本、副本各1部。なお、正本を複写した1部を副本とすることも可）

(5) 書類作成及び応募上の留意点

- ① 提出された書類は、審査の過程において、必要に応じて複写する場合がある。
なお、提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- ② 書類の作成、応募にかかわる費用は、応募者の負担とする。

5 審査・決定について

(1) 審査における照会等

応募のあった事業計画書等について、審査するにあたり、問い合わせ及び関係資料を求めることがある。

(2) 決定方法

事業目的を踏まえ、審査委員会に諮ったうえ、採択・不採択を決定します。なお、審査日に申請者より、事業内容を委員に説明していただき、委員からの質疑に答えていただきます。

審査結果に対する異議は、一切受け付けません。また、審査の段階で補助対象経費を調整する場合があります。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、郵送で通知します。

6 問い合わせ・提出先

〒990-2473 山形市松栄二丁目2番1号
公益財団法人山形県産業技術振興機構
振興部プロジェクト推進課
電話 023-647-3163 FAX 023-647-3139